第4次羽村市男女共同参画基本計画(案)の意見公募手続を1月16日から2月14日まで実施し、1件の意見がありました。受け付けた意見の要約と市の考え方をお知らせします。

・ 受動喫煙において言えば、職場や家庭内もしくは外出先 などでの受動喫煙被害によって、ガン (例:女性特有の 乳がんは、受動喫煙によって 2.6 倍罹患率が上がる報告 もある。子宮頚ガン、子宮ガンも受動喫煙被害関連があ る。)、流産、胎児の先天性異常、妊娠しにくくなる、 生涯を通じて、男女ともに健康 など次世代にわたるまでの被害をもたらすものであり、 ることは、重要な点であるこ ら、ご提案いただきました内容 いては男女共同参画施策に限ら	No.	受け付けた意見(要約)	市の考え方
高くなるなど、これは乳がんなどでも医学的に明らかになってきていることから、受動喫煙の危害対策を避けては女性の健康支援はあり得ません。  ・ 胎児・乳幼児〜思春期の受動喫煙は、子どもの心身の健康阻害要因となるだけでなく、成長後も影響を残すとのエビデンスが蓄積しています。「ニッポンー億総活躍プラン」などにも盛り込まれている「夢をつむぐ子育て支援」を健康面から実現化していくためにも、それらの資料を基に、親や妊産婦・家族が喫煙している場合は禁煙		健康寿命を延ばし、重症化予防、要介護の減少のため、健康の基本として、非喫煙者を受動喫煙の危害から守る課題の重点施策をお願いします。  1. (ア) 男性はもちろん、女性の喫煙及び受動喫煙によって、著しい健康被害が生じるため、女性を喫煙及び受動喫煙から守ることを強調していただきたいです。  ・ 受動喫煙において言えば、職場や家庭内もしくは外出先などでの受動喫煙被害によって、ガン (例:女性特有の乳がんは、受動喫煙によって2.6倍罹患率が上がる報告もある。子宮頚ガン、子宮ガンも受動喫煙被害関連がある。)、流産、胎児の先天性異常、妊娠しにくくなる、など次世代にわたるまでの被害をもたらすものであり、看過しがたいです。  ・ 夫の喫煙で非喫煙の妻が肺がんなどで死亡するリスクが高くなるなど、これは乳がんなどで死亡するリスクが高くなるなど、これは乳がんなどでを医学的に明らかになってきていることから、受動喫煙の危害対策を避けては女性の健康支援はあり得ません。  ・ 胎児・乳幼児~思春期の受動喫煙は、子どもの心身の健康阻害要因となるだけでなく、成長後も影響を残すとのエビデンスが蓄積しています。「ニッポンー億総活躍プラン」などにも盛り込まれている「夢をつむぐ子育て支援」を健康面から実現化していくためにも、それらの資	現在、羽村市の公共施設はすべて屋 内全面禁煙となっており、路上喫煙 を規制する条例も制定するなど、受 動喫煙防止対策に取り組んでいま す。 生涯を通じて、男女ともに健康であ ることは、重要な点であることか ら、ご提案いただきました内容につ いては男女共同参画施策に限らず、 喫煙に関わるリスクの周知に努め ていくとともに、今後の検討の際の

No.	受け付けた意見(要約)	市の考え方
	・ 生涯を通じた男性・女性の健康支援について、無煙環境	
	支援(喫煙も受動喫煙もさせない支援)の強調をよろし	
	くお願いします。	
	・また	
	A. 喫煙、受動喫煙のタバコに、非燃焼の加熱式タバコ等の	
	新型タバコも含めることが必要です。	
	理由は	
	<ul><li>紙巻きタバコと同様にニコチンが含まれる。したがって、</li></ul>	
	吐き出す呼気にもニコチンが含まれ、受動喫煙による急	
	性心筋梗塞などのリスクがある。	
	・ 紙巻きタバコと同様に種々の発がん性物質が含まれる。	
	したがって、受動喫煙による肺がん・口腔がん・胃がん・	
	腎臓がんなどのリスクがある。	
	(紙巻きタバコと同様の健康警告表示が義務付けられて	
	いることからも判るように)	
	・ 紙巻きタバコと違い、発生する有害物質が見え	
	にくい。したがって、周囲の人々は受動喫煙を	
	避けられず、かえって危険である。	
	B. 受動喫煙にはタバコ煙付着物の発散(第三次タバコ煙)	
	による健康影響が近年問題となっていますので、それへの留	
	意が必要です。	
	(イ)具体的には、以下に具体的提案をさせて頂きます。	
	・ 妊婦・産婦、また若い女性や若い母親の喫煙率は、公表さ	
	れている厚労省や JT の喫煙率以上に高いようで、この実態	
	把握とともに、ご本人や子ども・家族の健康のために、零目	
	標への対策が極めて重要です。(男性の喫煙対策ともども)	
	(2012 年に決められた国の「がん対策推進基本計画」及び	
	「健康日本 21 計画(第二次)」では、喫煙に関わる数値目標	
	として、「妊娠中の喫煙をなくす 5.0%(2010年)→0%目標	
	(2014年)」の他、「未成年者の喫煙をなくす 中学 1 年生	
	男子 1.6% 女子 0.9% 高校 3 年生 男子 8.6% 女子	
	3.8%(2010年)→0% 目標(2023年)」が盛り込まれていま	
	す。)	
	・ 幼少期・思春期からの喫煙と受動喫煙の危害についての教	

No.		受け付けた意見(要約)	市の考え方
		育に加え、乳幼児・保育園・幼稚園の園児の父・母・同居家	
		族に喫煙者が多いと報告され、保育園・幼稚園の前などで喫	
		煙をしている母親などの姿は珍しくないことから、保育園・幼	
		稚園や小中学校を含め、これら保護者への禁煙促進の働き	
		かけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれま	
		す。	
	•	特定健診やがん検診等の場は40歳以上であったりで、より	
		若い20歳前~30歳代・未成年者への禁煙サポートに重点を	
		置いたやり方が求められています。禁煙治療の保険適用に	
		ついて、喫煙指数が 200 以上などの制約がありましたが、中	
		医協の改定で、2016年4月からは35歳未満の若い世代は	
		適用外になりますので、この施策の重要性を進めていただき	
		たいです。	
	*	御地の禁煙治療の保険適用施設が増えるよう、施策での取	
		り組み要請をよろしくお願いします。	
	*	また敷地内禁煙となっていない御地の病院がある場合は、	
		改善要請・支援をよろしくお願いします。	
	2.		
	公	共性の高い施設(飲食店を含め)だけでなく、家庭やマイカー	
	でも	、受動喫煙の危害から妊産婦を含む女性・子ども達を守ること	
	を最	慢優先に、条例制定・法制定、あるいは勧奨により、全面禁煙	
	ルー	ールを確立して、順次広げていくことが必要です。(国でも受動	
	喫煙	要の危害防止法の制定を検討すると報道されていますが)	
	*	今進められている国の「受動喫煙防止法の制定」を見越し	
		て、管轄内公共的施設・場所の屋内全面禁煙の自主的実施	
		が望まれるので、庁舎内(議会棟を含め)及び出先・関係機	
		関(市町村を含め)等の「敷地内 or 屋内全面禁煙」の周知徹	
		底・要請をよろしくお願いします。(「分煙」では危害は防げま	
		せん。煙は必ず漏れます。全面禁煙を推奨・推進が必要で	
		す。)	
		この受動喫煙の法的 or 勧奨対策は、中長期的にも、タバコ	
		を吸えない社会環境づくりとして、男女の喫煙率を低減させ	
		ていく上で極めて有効です。	

No.	受け付けた意見(要約)	市の考え方
	3.	
	とりわけ、食堂・レストランなどのタバコの煙から若い女性、妊産	
	婦、子どもたちを守る抜本的施策が不可欠です。	
	市民(及び利用者)は、受動喫煙の危害リスクのある施設及び喫	
	煙所に、子ども・未成年者・妊産婦を同伴し立ち入らせてはならな	
	い旨の義務づけをする。かつ施設管理者にも同様の義務づけを	
	定める。or 勧奨する。	
	・ 飲食店やサービス業界等に、受動喫煙の健康リスクの以下	
	のような明示の義務づけ、勧奨が必要で有効かと思いま	
	す。	
	(1). 「受動喫煙によるタバコ煙は非喫煙者、とりわけに子ども・未	
	成年者・妊産婦に害を及ぼします。」	
	(2). 「受動喫煙のリスクのある場所に、子ども・未成年者・妊産婦	
	及び非喫煙者は立ち入らないでください。立ち入らせないで	
	ください。」	
	(3). 出入口などに「子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者の出	
	入りはしないでください。」	
	4.	
	2016年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」及び	
	「日本再興戦略 2016」、また 2014年7月に閣議決定された「健康・	
	医療戦略」では、「国民の健康寿命を1歳以上延伸」が 2020 年ま	
	での達成目標として掲げられ、「世界最先端の健康立国へ」や、	
	2015年6月に公表された保健医療 2035でも「健康長寿の実現」	
	が盛り込まれていることからも、上記に述べた喫煙・受動喫煙の危	
	害対策は、中長期的にも、タバコを吸えない社会環境づくりとして	
	男女の喫煙率を低減させていく上で極めて有効で、住民の健康	
	支援となり、健康寿命の延伸、認知症や要介護の減少、またフレ	
	イル対策にも大きく寄与することでしょう。	
	5.	
	また、特に若い女性の痩身傾向は不健康であることも周知し、減	
	少させることは極めて重要ですので、よろしくお願いします。	